

令和 8 年 第 14 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 8 年 10 月 20 日

議 題

1 議案

- 議案第53号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第54号 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について
- 議案第55号 福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- 議案第56号 福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 議案第57号 福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 議案第58号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第59号 福岡市長選挙における投票所の指定について
- 議案第60号 福岡市長選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第61号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第62号 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第63号 選挙人名簿から抹消する者について

2 その他

次回開催について

開催日時	令和 8 年 10 月 31 日（土）	10 時 00 分～
開催場所	博多区役所 8 階	応接室

議案第53号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における博多区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会

委員長 南原 茂

- 1 場所 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号
福岡市博多区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和8年11月1日 午後6時から

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・ 告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項

（投票記載所の氏名等の掲示）

第一百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合（これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。）は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

第三十五条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第一百七十五条第三項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議案第54号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における博多区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会

委員長 南原 茂

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合（これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。）は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めで行うくじで定める順序による。

議案第55号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会

委員長 南原 茂

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第144条の2の規定による。

(ポスター掲示場)

第百四十四条の二 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

投票区		設置場所	
1 冷 泉	1	福岡市博多区 上川端町 6 番25号	冷泉公民館塀前
	2	福岡市博多区 中洲五丁目 4 番	那珂川フェンス前
	3	福岡市博多区 上川端町 7 番	冷泉公園東側
	4	福岡市博多区 祇園町 1 番	地下鉄祇園駅祇園 3 番出入口前（ギオン 1 1 前）
	5	福岡市博多区 祇園町 8 番	向島ポンプ場フェンス前
	6	福岡市博多区 中洲中島町 5 番	中洲中島公園植込
	7	福岡市博多区 中洲四丁目 1 番	中洲街園（八和ビル横）
2 奈 良 屋	1	福岡市博多区 須崎町 2 番	東中島橋欄干（ホテルオークラ側）
	2	福岡市博多区 古門戸町 4 番23号	博多さくら園北側植込
	3	福岡市博多区 下川端町 3 番	博多リバレイン前車道側植込
	4	福岡市博多区 須崎町 2 番	東中島橋欄干（農林中金側）
	5	福岡市博多区 築港本町 7 番	築港本町バス停横植込
	6	福岡市博多区 綱場町 8 番	地下鉄呉服町駅呉服 1 番出入口前
	7	福岡市博多区 対馬小路13番40号	博多中学校東側フェンス前
	8	福岡市博多区 奈良屋町 1 番	大博通り博多小学校東側植込
3 御 供 所	1	福岡市博多区 御供所町 4 番	西鉄奥の堂バス停横植込
	2	福岡市博多区 上呉服町 3 番	リファレンス上呉服町前歩道植込
	3	福岡市博多区 上呉服町12番	（有）ヒロシ前フェンス前
	4	福岡市博多区 御供所町 1 番	地下鉄祇園駅祇園 4 番出入口前
	5	福岡市博多区 博多駅前一丁目10番	出来町公園 駐輪場フェンス前
	6	福岡市博多区 博多駅前一丁目 4 番	J P R博多ビル前植込
	7	福岡市博多区 博多駅前一丁目28番15号	福岡市水道局駐車場フェンス前
4 大 浜	1	福岡市博多区 大博町13番23号	メモリープラザ大博向かい側 御笠川フェンス前
	2	福岡市博多区 下呉服町 3 番	浜口公園植込
	3	福岡市博多区 下呉服町10番	博多高等学園向かい側御笠川フェンス前
	4	福岡市博多区 石城町19番 1 号	福岡県警田鶴寮前塀
	5	福岡市博多区 石城町 7 番	石城町 1 号公園前
	6	福岡市博多区 下呉服町 9 番	カーポートスズキ駐車場フェンス前
	7	福岡市博多区 中呉服町 3 番	九勸呉服町ビル専用駐車場フェンス前
	8	福岡市博多区 大博町 1 番	原三信病院前植込

投票区	設置場所	
5 千代第一	1	福岡市博多区 千代一丁目 5 番 福岡高等学校西側フェンス前
	2	福岡市博多区 千代一丁目 2 番 千代東緑地植込
	3	福岡市博多区 千代一丁目 26 番 市営千代一丁目住宅南側植込
	4	福岡市博多区 千代四丁目 1 番 地下鉄千代県庁口駅千代 3 番出入口前
	5	福岡市博多区 東公園 8 番 1 号 千代小学校正門横
	6	福岡市博多区 東公園 8 番 1 号 千代小学校南側
	7	福岡市博多区 東公園 8 番 2 号 地下鉄千代県庁口駅 6 番出入口前
	8	福岡市博多区 千代二丁目 23 番 1 号 地下鉄千代県庁口駅 1 番出入口前
6 千代第二	1	福岡市博多区 千代三丁目 16 番 千代三和公園植込
	2	福岡市博多区 千代三丁目 19 番 新博多住宅 1 棟駐車場北側フェンス前
	3	福岡市博多区 千代四丁目 22 番 千代新町公園フェンス前
	4	福岡市博多区 千代四丁目 17 番 47 号 千代中学校裏側（シャルマンコーポ入口）
	5	福岡市博多区 千代六丁目 4 番 市営千代六丁目住宅公園フェンス前
	6	福岡市博多区 千代五丁目 12 番 千代北公園植込
	7	福岡市博多区 千代五丁目 14 番 千代保育所第 2 園庭フェンス前
7 吉塚	1	福岡市博多区 堅粕三丁目 20 番 堅粕北公園北側
	2	福岡市博多区 吉塚一丁目 8 番 27 号 市営吉塚西住宅入口植込
	3	福岡市博多区 吉塚一丁目 38 番 23 号 (株)ホービック南側塀
	4	福岡市博多区 吉塚一丁目 38 番 14 号 吉塚西公園前
	5	福岡市博多区 吉塚五丁目 15 番 3 号 吉塚会館前
	6	福岡市博多区 吉塚三丁目 13 番 吉塚南公園前
	7	福岡市博多区 吉塚二丁目 7 番 吉塚中公園フェンス前
	8	福岡市博多区 吉塚二丁目 21 番 54 号 吉塚小学校西側塀
8 東吉塚	1	福岡市博多区 吉塚八丁目 10 番 堅田橋公園フェンス前
	2	福岡市博多区 吉塚五丁目 10 番 6 号 吉塚中学校正門横フェンス前
	3	福岡市博多区 吉塚六丁目 17 番 東吉塚公園フェンス前
	4	福岡市博多区 吉塚六丁目 8 番 11 号 東吉塚小学校東側（東吉塚公民館前）
	5	福岡市博多区 吉塚七丁目 7 番 28 号 市営住宅吉塚団地北側フェンス前
	6	福岡市博多区 吉塚五丁目 10 番 6 号 吉塚中学校東側フェンス前
	7	福岡市博多区 吉塚本町 9 番 J R 吉塚駅東口吉塚緑地
	8	福岡市博多区 吉塚二丁目 3 番 8 号 吉塚公園植込
	9	福岡市博多区 吉塚本町 10 番 24 号 東吉塚会館フェンス前

投票区		設置場所	
9 堅 粕	1	福岡市博多区 堅粕一丁目 1 番 1 号	ニュー堅粕団地 5 棟西角
	2	福岡市博多区 堅粕一丁目 23 番 1 号	堅粕人権のまちづくり館北側フェンス前
	3	福岡市博多区 堅粕三丁目 17 番	新川公園東側
	4	福岡市博多区 博多駅前二丁目 20 番	地下鉄祇園駅 P 2 番出入口前
	5	福岡市博多区 博多駅東一丁目 8 番 1 号	堅粕小学校正門横
	6	福岡市博多区 博多駅東二丁目 12 番	中比恵公園東側
	7	福岡市博多区 博多駅前二丁目 8 番 1 号	博多区役所前植込
	8	福岡市博多区 比恵町 6 番	比恵公園東側
	9	福岡市博多区 博多駅前二丁目 8 番	藤田公園植込
10 東 光	1	福岡市博多区 堅粕四丁目 2 番 5 号	堅粕公園植込
	2	福岡市博多区 堅粕四丁目 17 番	今町公園前フェンス前
	3	福岡市博多区 上牟田一丁目 23 番	上牟田公園北側
	4	福岡市博多区 東光一丁目 3 番 16 号	東光二丁目交差点都市高高架下駐車場フェンス前
	5	福岡市博多区 東光二丁目 15 番 1 号	東光中学校正門横
	6	福岡市博多区 東比恵二丁目 21 番 1 号	東光小学校正門横
	7	福岡市博多区 東比恵三丁目 13 番	津屋公園南側フェンス前
	8	福岡市博多区 東比恵三丁目 2 番 36 号	地下鉄東比恵駅前自転車駐輪場フェンス前
11 席 田	1	福岡市博多区 空港前四丁目 4 番	市営空港南自転車駐輪場フェンス前
	2	福岡市博多区 大井二丁目 10 番 15 号	市立大井集会所駐車場フェンス前
	3	福岡市博多区 空港前三丁目 24 番	下臼井公園植込
	4	福岡市博多区 空港前四丁目 17 番 1 号	席田小学校北門横
	5	福岡市博多区 空港前四丁目 3 番	上臼井緑地北側
	6	福岡市博多区 空港前五丁目 15 番	斉藤池北側フェンス前
	7	福岡市博多区 青木一丁目 3 番	青木公園フェンス前
	8	福岡市博多区 東平尾二丁目 7 番	今田前公園前
	9	福岡市博多区 空港前三丁目 1 番	地下鉄福岡空港駅 3 番出入口横植込

投票区		設置場所	
12 月 隈	1	福岡市博多区 月隈一丁目17番	下月隈正手浦公園前
	2	福岡市博多区 月隈二丁目23番	星の子保育園駐車場フェンス前
	3	福岡市博多区 月隈三丁目30番 1 号	月隈小学校正門横
	4	福岡市博多区 西月隈一丁目10番	西月隈公園前
	5	福岡市博多区 西月隈三丁目21番	西月隈三丁目21番転落防止用柵
	6	福岡市博多区 金の隈一丁目19番	金隈北公園グラウンドフェンス前（四つ角前）
	7	福岡市博多区 金の隈三丁目 3 番	金隈 4 号公園北側
	8	福岡市博多区 金の隈三丁目 9 番	金隈病院入口交差点歩道フェンス前
	9	福岡市博多区 西月隈五丁目19番	隅田公園前
	10	福岡市博多区 金の隈二丁目17番	堤ヶ浦バス停後ろフェンス前
	11	福岡市博多区 立花寺二丁目 1 番	立花寺東交差点歩道植込
13 東 月 隈	1	福岡市博多区 浦田一丁目20番 1 号	東月隈会館前フェンス前
	2	福岡市博多区 東月隈一丁目 7 番	下月隈西公園西側
	3	福岡市博多区 東月隈二丁目19番	下月隈中央公園南側
	4	福岡市博多区 東月隈三丁目 1 番	下月隈南公園南側フェンス前
	5	福岡市博多区 東月隈四丁目15番	市営月隈東団地南側（東月隈小学校正門前）
	6	福岡市博多区 東月隈四丁目 6 番	市営月隈住宅フェンス前
	7	福岡市博多区 大字立花寺	浦田調整池フェンス前
	8	福岡市博多区 東月隈五丁目30番	坂瀬池グラウンド南西端フェンス前
14 住 吉	1	福岡市博多区 住吉三丁目 1 番 1 号	博多駅前 4 丁目交差点北側植込
	2	福岡市博多区 住吉二丁目 7 番	住吉 2 号公園南側フェンス前
	3	福岡市博多区 住吉四丁目 3 番	住吉公園南側
	4	福岡市博多区 住吉四丁目 3 番	住吉公園西側
	5	福岡市博多区 住吉四丁目18番 1 号	旧住吉小学校講堂グラウンド前フェンス前
	6	福岡市博多区 住吉四丁目 8 番	月形月極駐車場前
	7	福岡市博多区 住吉五丁目15番	住吉 1 号公園東側
	8	福岡市博多区 住吉五丁目29番	南住吉公園北側

投票区		設置場所	
15 美 野 島 第 一	1	福岡市博多区 美野島一丁目23番	菅原神社南側
	2	福岡市博多区 美野島一丁目7番	小柳公園東側
	3	福岡市博多区 美野島二丁目5番	ミスターマックスセレクト美野島店駐車場植込前
	4	福岡市博多区 美野島一丁目26番	美野島1号緑地植込
	5	福岡市博多区 美野島二丁目4番	美野島交差点植込
	6	福岡市博多区 美野島二丁目5番31号	福岡カトリック教会美野島司牧センター北側塀
	7	福岡市博多区 美野島二丁目32番	美野島警報局フェンス前
16 美 野 島 第 二	1	福岡市博多区 美野島三丁目2番	美野島公園西側
	2	福岡市博多区 美野島三丁目12番	美野島陸橋下資材置場フェンス前
	3	福岡市博多区 美野島三丁目22番7号	住吉小・中学校南側フェンス前
	4	福岡市博多区 美野島三丁目22番44号	清幸ビル前塀
	5	福岡市博多区 美野島三丁目2番	美野島公園北側
	6	福岡市博多区 美野島四丁目1番	那珂川河川緑地
	7	福岡市博多区 美野島四丁目5番	美野島南公園東側入口右
	8	福岡市博多区 美野島四丁目3番	パナソニック前バス停植込前
17 東 住 吉	1	福岡市博多区 博多駅南二丁目5番1号	東住吉中学校南側フェンス前
	2	福岡市博多区 博多駅南四丁目2番	ザイマックス博多駅前ビル前歩道植込
	3	福岡市博多区 博多駅南四丁目12番	人參公園北側植込（東住吉公民館向かい側）
	4	福岡市博多区 博多駅南四丁目22番	県営東領住宅西側植込
	5	福岡市博多区 博多駅南四丁目37番	東領公園植込
	6	福岡市博多区 博多駅南一丁目1番	音羽公園前植込
	7	福岡市博多区 博多駅南二丁目6番1号	東住吉小学校正門横
	8	福岡市博多区 博多駅南二丁目7番	東住吉公園南側
	9	福岡市博多区 博多駅南四丁目37番	東領公園フェンス前
18 春 住	1	福岡市博多区 山王一丁目9番	山王公園北側植込
	2	福岡市博多区 博多駅南三丁目11番	花野公園前
	3	福岡市博多区 博多駅南四丁目10番22号	小林町第2市営住宅フェンス前
	4	福岡市博多区 博多駅南四丁目21番	西鉄バス折り返し場前フェンス前
	5	福岡市博多区 博多駅南五丁目1番	駅南ポンプ場北側フェンス前
	6	福岡市博多区 山王一丁目9番	山王公園南側植込
	7	福岡市博多区 博多駅南五丁目5番	春住中公園フェンス前
	8	福岡市博多区 山王一丁目5番	山王ポンプ所フェンス前
	9	福岡市博多区 博多駅南三丁目18番	ホシザキ北九株式会社本社前歩道植込

投票区		設置場所	
19 那珂第一	1	福岡市博多区 那珂一丁目18番12号	那珂幼稚園東側フェンス前
	2	福岡市博多区 東那珂一丁目14番	那珂大橋横フェンス前
	3	福岡市博多区 那珂一丁目44番	那珂八幡宮横植込
	4	福岡市博多区 那珂三丁目10番1号	那珂小学校正門横
	5	福岡市博多区 那珂三丁目10番1号	那珂小学校北側フェンス前
	6	福岡市博多区 那珂三丁目19番1号	那珂市営住宅那珂第1有料駐車場フェンス西端
	7	福岡市博多区 東那珂一丁目9番15号	博多市民プール正門横
	8	福岡市博多区 東那珂三丁目5番	東那珂公園前
20 那珂第二	1	福岡市博多区 竹下二丁目1番	沖学園高校グラウンドネット前
	2	福岡市博多区 竹下三丁目1番	アサヒビールビン置場建物東側植込
	3	福岡市博多区 東光寺町一丁目7番	東光寺公園東側フェンス前
	4	福岡市博多区 東光寺町一丁目14番15号	東光寺公民館前フェンス前
	5	福岡市博多区 博多駅南五丁目30番	春住公園フェンス前
	6	福岡市博多区 博多駅南六丁目3番	駅南六丁目公園前
	7	福岡市博多区 半道橋一丁目14番	半道橋公園フェンス前
	8	福岡市博多区 竹下二丁目1番	沖学園高校北側
21 那珂第三	1	福岡市博多区 竹下五丁目2番	宮園公園植込
	2	福岡市博多区 竹下四丁目16番	竹下駅前広場歩道橋下植込
	3	福岡市博多区 竹下五丁目11番	那珂中央公園フェンス前
	4	福岡市博多区 那珂二丁目18番1号	那珂中学校正門横
	5	福岡市博多区 那珂二丁目18番1号	那珂中学校西側塀
	6	福岡市博多区 那珂六丁目3番	清道公園前
	7	福岡市博多区 那珂六丁目23番	ららぽーと福岡前歩道植込
22 弥生	1	福岡市博多区 板付三丁目6番	市営板付団地第1バス停横フェンス前
	2	福岡市博多区 板付三丁目9番	市営板付団地第2バス停後フェンス前
	3	福岡市博多区 那珂四丁目19番	ファミリー那珂駐車場北側フェンス前
	4	福岡市博多区 那珂四丁目9番1号	弥生小学校北側フェンス前
	5	福岡市博多区 那珂五丁目7番	那珂東公園フェンス前
	6	福岡市博多区 諸岡一丁目10番	諸岡2号公園東側フェンス前
	7	福岡市博多区 諸岡一丁目18番11号	弥生会館植込

投票区		設置場所	
23 板付北	1	福岡市博多区 板付一丁目 4 番	板付公園東側フェンス前
	2	福岡市博多区 板付二丁目12番	板付遺跡南側柵
	3	福岡市博多区 板付二丁目 2 番20号	板付北小学校正門横
	4	福岡市博多区 板付二丁目 5 番30号	博多区役所那珂倉庫フェンス前
	5	福岡市博多区 板付五丁目15番	板付北公園フェンス前
	6	福岡市博多区 板付三丁目18番	県営板付団地第2バス停後柵
	7	福岡市博多区 板付四丁目13番	市営板付南団地3棟北東側柵
	8	福岡市博多区 板付四丁目12番	板付西公園フェンス前
24 諸岡	1	福岡市博多区 諸岡一丁目25番29号	諸岡町会館前
	2	福岡市博多区 諸岡二丁目12番	諸岡グラウンドフェンス前
	3	福岡市博多区 諸岡三丁目31番	月ヶ丘公園フェンス前
	4	福岡市博多区 諸岡三丁目29番	平原北公園植込
	5	福岡市博多区 諸岡三丁目14番	諸岡1号公園北側
	6	福岡市博多区 諸岡三丁目28番	諸岡5号公園植込
	7	福岡市博多区 諸岡三丁目32番	諸岡1号緑地
25 板付	1	福岡市博多区 板付七丁目 3 番	板付南公園西側
	2	福岡市博多区 麦野一丁目 1 番 5 号	板付会館前
	3	福岡市博多区 麦野一丁目12番	那珂1号緑地前
	4	福岡市博多区 麦野一丁目18番	麦野1丁目公園入口横
	5	福岡市博多区 麦野二丁目 3 番 1 号	板付小学校西門横
	6	福岡市博多区 麦野二丁目 3 番 1 号	板付小学校東門横
	7	福岡市博多区 麦野四丁目 5 番 1 号	那珂5号緑地北側
	8	福岡市博多区 板付七丁目 8 番	板付1号公園フェンス前
26 麦野	1	福岡市博多区 井相田二丁目 1 番20号	板付中学校裏門横
	2	福岡市博多区 井相田三丁目18番37号	井相田町公民館植込
	3	福岡市博多区 東雲町三丁目 4 番 7 号	東雲町公民館前
	4	福岡市博多区 麦野四丁目40番	麦野南公園フェンス前
	5	福岡市博多区 麦野五丁目 9 番	麦野北公園前
	6	福岡市博多区 麦野五丁目17番11号	麦野水利組合集会所東側
	7	福岡市博多区 麦野六丁目 4 番41号	麦野東公園前
	8	福岡市博多区 麦野六丁目 8 番18号	日吉神社南側

投票区		設置場所	
27 三 筑 北	1	福岡市博多区 諸岡四丁目15番	池田公園東側植込
	2	福岡市博多区 諸岡五丁目 4 番17号	諸岡東公園フェンス前
	3	福岡市博多区 諸岡四丁目33番 1 号	住宅東側塀
	4	福岡市博多区 諸岡五丁目10番	諸岡池北側植込
	5	福岡市博多区 諸岡五丁目13番11号	板付保育園フェンス前
	6	福岡市博多区 諸岡五丁目16番25号	市営諸岡住宅フェンス前
	7	福岡市博多区 諸岡五丁目24番	池ノ上公園前植込
28 三 筑 南	1	福岡市博多区 三筑一丁目10番	三筑中学校北側フェンス前
	2	福岡市博多区 三筑二丁目 3 番	三筑北公園フェンス前
	3	福岡市博多区 三筑二丁目19番	三筑南公園北側フェンス前
	4	福岡市博多区 南八幡町一丁目 3 番	南八幡公園入口植込
	5	福岡市博多区 南本町一丁目 8 番	中尾公園南端
	6	福岡市博多区 諸岡六丁目19番	諸岡南公園東側フェンス前
	7	福岡市博多区 諸岡六丁目24番18号	笹原会館前
	8	福岡市博多区 諸岡六丁目28番	諸岡中央公園フェンス前（三筑会館前）
29 那 珂 南 第 一	1	福岡市博多区 銀天町三丁目 5 番15号	フラワーボウル駐車場北側フェンス前
	2	福岡市博多区 寿町二丁目 4 番	寿町公園植込
	3	福岡市博多区 昭南町二丁目 2 番	昭南町公園フェンス前
	4	福岡市博多区 南本町二丁目 3 番 1 号	さざんびあ博多前植込
	5	福岡市博多区 西春町一丁目 8 番	夫婦池南側フェンス前
	6	福岡市博多区 竹丘町二丁目 6 番	竹丘公園フェンス前
	7	福岡市博多区 元町二丁目 2 番	元町公園前フェンス前
	8	福岡市博多区 元町三丁目 1 番 1 号	那珂南小学校東側塀
30 那 珂 南 第 二	1	福岡市博多区 新和町二丁目 3 番	新和公園南側
	2	福岡市博多区 西春町一丁目 1 番	サンケイコーポ前緑地帯植込
	3	福岡市博多区 西春町四丁目 1 番	西春町月極駐車場北側フェンス前
	4	福岡市博多区 春町一丁目 6 番	春町一丁目 6 番緑地帯植込
	5	福岡市博多区 春町三丁目 1 番	春町公園西側フェンス前
	6	福岡市博多区 光丘町一丁目 2 番 1 号	那珂南会館北側塀
	7	福岡市博多区 光丘町一丁目 3 番	春日原四号緑地帯

議案第56号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における博多区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

<博多区の議案>

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 福岡市博多区役所1階多目的スペース	令和8年11月2日から 令和8年11月14日まで
福岡市博多区南本町二丁目3番1号 さざんびあ博多1階市民ロビー	令和8年11月7日から 令和8年11月14日まで
福岡市博多区那珂六丁目23番1号 ららぽーと福岡2階フラワーパークエントランス 前	令和8年11月7日から 令和8年11月14日まで
福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	令和8年11月7日から 令和8年11月14日まで
移動期日前第一投票所（バス車両）	令和8年11月9日から 令和8年11月13日まで
福岡市博多区東月隈四丁目3番1号 東月隈公民館	令和8年11月9日
福岡市博多区金の隈三丁目16番67号 とり勝	令和8年11月10日
福岡市博多区山王一丁目9番 山王公園北側日吉神社専用駐車場付近広場	令和8年11月11日
福岡市博多区東公園8番2号 福岡市民体育館	令和8年11月12日
福岡市博多区東那珂一丁目9番15号 博多市民プール	令和8年11月13日
移動期日前第二投票所（バス車両）	令和8年11月9日
福岡市博多区石城町2番1号 福岡国際会議場第一駐車場	令和8年11月9日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
-------	-----	--

【参考 読替後の第39条】

第三十九条 投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第四十一条 第一項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条 第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

【参考 読替後の第41条】

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した期日前投票所を変更したときは、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

議案第57号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 開く時刻の変更を行う期日前投票所及び当該時刻
さざんびあ博多1階市民ロビー 午前10時
- 2 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
ららぽーと福岡2階フラワーパークエントランス前	午前10時	午後7時
ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	午前10時	午後7時
移動期日前第一投票所（バス車両）		
東月隈公民館	午前11時	午後5時
とり勝	午前11時	午後5時
山王公園北側日吉神社専用駐車場付近 広場	午前11時	午後5時
福岡市民体育館	午前11時	午後5時
博多市民プール	午前11時	午後5時
移動期日前第二投票所（バス車両）		
福岡国際会議場第一駐車場	午前11時	午後5時

3 変更理由

さざんびあ博多1階市民ロビー、ららぽーと福岡2階フラワーパークエントランス前、ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ及び移動期日前投票所については、増設設置するものであり、博多区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
---------	------	---------

【参考 読替後の第40条第1項】

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前八時三十分に関き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
---------	--	---------

【参考 読替後の第40条第2項】

(投票所の開閉時間)

第四十条

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

議案第58号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における博多区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

(投票管理者)

第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	氏名（	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日（同一の日に
	時間	日及び時間

【参考 読替後の第25条】

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第37条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び指名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）を告示しなければならない。

議案第 59 号

福岡市長選挙における投票所の指定について

令和 8 年11月15日執行予定の福岡市長選挙における博多区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和 8 年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第41条第 1 項の規定による。

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

博多区投票所一覧

投票区番号	投票区名	投票所所在地	投票所名
1	冷 泉	福岡市博多区 上川端町6番25号	冷泉公民館
2	奈 良 屋	福岡市博多区 奈良屋町1番38号	博多小学校会議室
3	御 供 所	福岡市博多区 上呉服町2番27号	御供所公民館
4	大 浜	福岡市博多区 下呉服町10番15号	大浜公民館
5	千 代 第 一	福岡市博多区 千代一丁目20番11号	千代公民館
6	千 代 第 二	福岡市博多区 千代四丁目17番47号	千代中学校技術室
7	吉 塚	福岡市博多区 吉塚二丁目21番54号	吉塚小学校講堂兼体育館
8	東 吉 塚	福岡市博多区 吉塚六丁目8番11号	東吉塚小学校講堂兼体育館
9	堅 粕	福岡市博多区 博多駅東一丁目8番2号	堅粕公民館
10	東 光	福岡市博多区 東比恵二丁目21番22号	東光公民館
11	席 田	福岡市博多区 空港前四丁目17番1号	席田小学校講堂兼体育館
12	月 隈	福岡市博多区 月隈三丁目30番1号	月隈小学校講堂兼体育館
13	東 月 隈	福岡市博多区 東月隈四丁目17番1号	東月隈小学校講堂兼体育館
14	住 吉	福岡市博多区 住吉四丁目18番1号	旧住吉小学校講堂兼体育館
15	美野島 第一	福岡市博多区 美野島二丁目6番11号	美野島公民館
16	美野島 第二	福岡市博多区 美野島三丁目22番7号	住吉小・中学校武道場
17	東 住 吉	福岡市博多区 博多駅南二丁目6番1号	東住吉小学校講堂兼体育館
18	春 住	福岡市博多区 博多駅南五丁目3番1号	春住小学校講堂兼体育館1階会議室
19	那 珂 第 一	福岡市博多区 那珂三丁目10番1号	那珂小学校講堂兼体育館1階多目的室
20	那 珂 第 二	福岡市博多区 東光寺町一丁目14番15号	東光寺公民館
21	那 珂 第 三	福岡市博多区 那珂二丁目18番1号	那珂中学校講堂兼体育館
22	弥 生	福岡市博多区 諸岡一丁目18番11号	弥生会館
23	板 付 北	福岡市博多区 板付二丁目2番20号	板付北小学校講堂兼体育館
24	諸 岡	福岡市博多区 諸岡一丁目25番30号	諸岡町会館
25	板 付	福岡市博多区 麦野二丁目3番1号	板付小学校講堂兼体育館
26	麦 野	福岡市博多区 麦野五丁目17番11号	麦野水利組合集会所
27	三 筑 北	福岡市博多区 諸岡四丁目14番14号	池田会館
28	三 筑 南	福岡市博多区 三筑二丁目9番4号	三筑公民館
29	那 珂 南 第 一	福岡市博多区 元町三丁目1番1号	那珂南小学校講堂兼体育館
30	那 珂 南 第 二	福岡市博多区 光丘町一丁目2番1号	那珂南会館

議案第60号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における博多区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 場所 福岡市博多区山王一丁目9番5号
福岡市立博多体育館
- 2 日時 令和8年11月15日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第61号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙につき、博多区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 場所 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号
福岡市博多区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和8年11月12日 午後6時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

第六十二条

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

議案第62号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙につき、博多区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

(開票立会人)

第六十二条

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるとときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項

の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第63号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年10月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 抹消する者の数
1,097人

内 訳
死亡者 193人
市外へ転出後4箇月を経過した者 904人

- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

- 3 抹消年月日
令和8年10月20日

前回選挙人名簿 登録者数 (A)	抹消者数 (B)	移替増減者数 (C)	新規登録者数 (D)	今回選挙人名簿 登録者数 (A-B+C+D)
208,630人	1,097人	-38人	-	207,495人

(根拠) ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹 消 者 数 調

令和8年10月20日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	0	1	1	12	7	19	0	0	0	12	8	20
2	奈良屋	4	1	5	29	22	51	0	0	0	33	23	56
3	御供所	2	1	3	6	6	12	0	0	0	8	7	15
4	大浜	3	4	7	19	15	34	0	0	0	22	19	41
5	千代第一	2	2	4	18	18	36	0	0	0	20	20	40
6	千代第二	3	2	5	7	7	14	0	0	0	10	9	19
7	吉塚	1	3	4	28	16	44	0	0	0	29	19	48
8	東吉塚	5	3	8	31	23	54	0	0	0	36	26	62
9	堅粕	1	4	5	32	39	71	0	0	0	33	43	76
10	東光	1	1	2	30	20	50	0	0	0	31	21	52
11	席田	2	4	6	9	10	19	0	0	0	11	14	25
12	月隈	9	11	20	11	11	22	0	0	0	20	22	42
13	東月隈	5	2	7	9	3	12	0	0	0	14	5	19
14	住吉	7	0	7	15	20	35	0	0	0	22	20	42
15	美野島第一	6	3	9	18	11	29	0	0	0	24	14	38
16	美野島第二	5	3	8	4	7	11	0	0	0	9	10	19
17	東住吉	1	1	2	41	32	73	0	0	0	42	33	75
18	春住	4	4	8	22	28	50	0	0	0	26	32	58
19	那珂第一	5	3	8	8	9	17	0	0	0	13	12	25
20	那珂第二	4	1	5	19	12	31	0	0	0	23	13	36
21	那珂第三	2	4	6	12	6	18	0	0	0	14	10	24
22	弥生	5	1	6	8	8	16	0	0	0	13	9	22
23	板付北	2	4	6	9	3	12	0	0	0	11	7	18
24	諸岡	0	0	0	6	7	13	0	0	0	6	7	13
25	板付	7	7	14	9	9	18	0	0	0	16	16	32
26	麦野	7	5	12	20	12	32	0	0	0	27	17	44
27	三筑北	2	2	4	8	6	14	0	0	0	10	8	18
28	三筑南	5	4	9	18	16	34	0	0	0	23	20	43
29	那珂南第一	3	5	8	25	16	41	0	0	0	28	21	49
30	那珂南第二	3	1	4	9	13	22	0	0	0	12	14	26
計		106	87	193	492	412	904	0	0	0	598	499	1,097